

[6.6.0.5]特許調査における共通事項－権利状況調査

特許は出願しただけでは権利にならず、特許が認められ権利が発生しても、その権利には存続期間がある。また、途中で権利が無効になることもある。

権利状況調査とは、定期的な権利の管理として生死状況、年金支払い状況を把握するために行う調査であると共に、他者から特許侵害の警告があった際に真っ先に行う調査もある。

なお、権利状況は時間と共に変化することにも留意すべきである。

基本的には、特定の特許の法的情情報を調べるため、その特許を発行した特許庁が提供しているデータベースにアクセスするのが一般的である。

Point

権利状況を調べるには、基本的には、その特許を発行した特許庁が提供しているデータベースにアクセスする。

権利状況は時間と共に変化することに留意すべきである。